



鳥取県公報

平成 20 年 12 月 26 日(金)
号外第 1 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **選管規則** 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則（４）・・・ 2
- ◇ **教委規則** 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（９）（教育総務課）・・・ 6
- ◇ **公安規則** 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（８）（警務課）・・・ 10

選挙管理委員会規則

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第4号

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則

第1条 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程（平成20年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程</u></p>	<p><u>政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は<u>法第14条第1項（法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面並びに法第19条の14の規定による政治資金監査報告書</u>で鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「<u>収支報告閲覧対象文書</u>」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は第14条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面で鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（閲覧の請求）</p> <p>第2条 法第20条の2第2項の規定による<u>収支報告閲覧対象文書</u>の閲覧の請求は、委員会の事務局係員（以下「係員」という。）に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。</p>	<p>（閲覧の請求）</p> <p>第2条 法第20条の2第2項の規定による<u>報告書等</u>の閲覧の請求は、委員会の事務局係員（以下「係員」という。）に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。</p>
<p>（閲覧場所及び閲覧時間）</p> <p>第3条 <u>収支報告閲覧対象文書</u>の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなけ</p>	<p>（閲覧場所及び閲覧時間）</p> <p>第3条 <u>報告書等</u>の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなけ</p>

ればならない。

(収支報告閲覧対象文書の持出禁止)

第4条 収支報告閲覧対象文書は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(写しの交付請求)

第7条 法第20条の2第2項の規定により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、交付請求書(別記様式)を委員会の委員長(以下単に「委員長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の交付請求書の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの併用により行うものとする。

(1) 係員に直接持参する方法

(2) 郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者又は同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便をいう。)により送付する方法

(3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法

(4) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)を送信する方法

3 委員長は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員長は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(写しの交付の期限等)

第8条 委員長は、法第20条の2第2項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算

い。

(報告書等の持出禁止)

第4条 報告書等は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

<p>入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員長は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 法第20条の2第2項の規定による写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて第1項の規定による交付（以下この条において単に「交付」という。）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員長は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については、相当の期間内に交付をすれば足りる。この場合において、委員長は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この項を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの収支報告閲覧対象文書について交付をする期限</p>	
--	--

第2条 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を次のように改正する。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第7条関係）

交付請求書

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話番号）自 宅

勤務先

1 請求する収支報告閲覧対象文書

年	政治団体の名称	実施方法

2 求める写しの交付の実施方法

- (1) 複写機によりA4の大きさの用紙に複写したものの交付を希望
- (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付を希望
- (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付を希望
- (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付を希望
- (5) 政治団体ごとに異なる交付の実施方法を希望

3 求める写しの交付方法

- (1) 選挙管理委員会において写しの交付を希望
- (2) 写しの送付を希望

注1 「1 請求する収支報告閲覧対象文書」には、写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年を記載すること。

2 「2 求める写しの交付の実施方法」には、希望する写しの交付の実施方法の数字に 印をすること。

3 「2 求める写しの交付の実施方法」で(5)を選択した場合は、「1 請求する収支報告閲覧対象文書」の「実施方法」欄に希望する(1)~(4)の実施方法を収支報告閲覧対象文書ごとに記入すること。

4 「3 求める写しの交付方法」には、希望する写しの交付方法の数字に 印をすること。

5 写しの送付を希望する場合は、送付に要する費用を郵便切手により納付すること。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第9号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">現 業 職 給 料 表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p><u>備考 職務の級が3級である職員については、この表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において教育委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>を給料月額とする。</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">現 業 職 給 料 表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div>

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前

附 則	附 則
<p>1～6 略 (経過措置)</p> <p>7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下「切替日給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料月額(以下「切替前給料月額」という。)に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、新給与規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(職務の級が3級である職員にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。 ただし、当該額が新給与規則第2条及び第3条の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>8 <u>前項の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>9 <u>前2項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第45号)附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。)</u>を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、<u>前2項の規定による給料月額とする。</u></p> <p>10 略</p>	<p>1～6 略 (経過措置)</p> <p>7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下「切替日給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料月額(以下「切替前給料月額」という。)に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、新給与規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。 ただし、当該額が新給与規則第2条及び第3条の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>8 <u>前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第45号)附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。)</u>を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、<u>前項の規定による給料月額とする。</u></p> <p>9 略</p>

(現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第3条 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの</u>(教育委員会が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) <u>職務の級が3級である職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。以下「旧給料月額」という。)に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u></p> <p>(2) <u>職務の級が1級又は2級である職員 旧給料月額</u></p> <p>7 <u>前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して<u>前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が<u>旧給料月額(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文に規定する職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額)</u>に達しないこととなる職員(教育委員会が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して<u>前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(異動者の給料月額調整)

2 この規則の施行の日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員又はその属する職務の級若しくはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用を受け、又は当該異動のあった日における給料月額については、第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則別表第1の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第8号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
<p>（生活安全企画課の所掌事務）</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>（生活安全企画課の所掌事務）</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。</u></p> <p>(7) <u>質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。</u></p>

<p>(6) 略</p> <p>(7) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。</u></p> <p>(8) <u>古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。</u></p> <p>(9) <u>質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関すること。</u></p> <p>(10) <u>警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。</u></p> <p>(11) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u></p> <p>(12) <u>サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の総合的対策に関すること。</u></p> <p>(13) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p>(14) 略</p>	<p>(8) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u></p> <p>(9) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p>(10) <u>サイバー犯罪対策に関する調査及び企画に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。